

店舗統廃合に係る振込・振込受取制限について
(令和5年2月24日15時～26日)

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申しあげます。

平素、当組合に対しましてお振込のご指定等格別のご利用を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当組合は、令和5年2月27日（月）より、行田北支店・南河原支店を行田中部支店に統合させていただくことになりましたが、統合に伴うシステム処理により、行田中部支店または行田北支店・南河原支店の口座をお持ちのお客様のお振込みまたはお振込みの受取に取引制限がございますので、下記のとおりご連絡いたします。

組合員・利用者の皆様には、大変ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 制限期間

2月24日（金）15時まで	2月24日（金）15時 ～26日（日）まで	2月27日（月）以降
いつも通りの お取引が可能です。	制限事項がございます。	いつも通りの お取引が可能です。

2. 制限事項

① ATMでお振込する場合

行田中部支店の口座 をお持ちのお客様	制限はございません。いつも通りのお取引が可能です。
行田北支店・南河原支店 の口座をお持ちのお客様	行田北支店・南河原支店ATMは 2月24日（金）12時をもちまして廃止となります。 行田北支店・南河原支店以外のATM（他店舗・他JA・ 提携金融機関のATM）では、いつも通りのお取引が可能です。

② 個人ネットバンク・法人ネットバンク（振込・振替）でお振込する場合

行田中部支店の口座 をお持ちのお客様	制限はございません。いつも通りのお取引が可能です。
行田北支店・南河原支店 の口座をお持ちのお客様	上記「1. 制限期間」は、お振込みいただけません。 また、予約振込もお取引いただけません。 27日（月）以降に改めて振込願います。

③ 振込を受取る場合

行田中部支店・行田北支店 南河原支店の 口座をお持ちのお客様	上記「1. 制限期間」は、振込をお受取りできません。 27日（月）以降に改めて振込を行うよう、振込依頼人にご案内願います。
--------------------------------------	--

3. お問い合わせ先

本件に関するお問い合わせは

JAほくさい・金融共済部 業務課（TEL 048-561-0002 ）までお願いいたします。

以 上